記者発表資料

平成３０年　８月３０日
東 北 地 方 整 備 局

入札監視委員会の審議概要について
（第二部会第１回定例会議）

東北地方整備局入札監視委員会の平成３０年度第二部会第１回定例会議が、平成３０年７月２７日（金）に仙台市の東北地方整備局で開催されましたので、その審議概要（別紙）についてお知らせします。

なお、第二部会第１回定例会議では、委員会が抽出した案件６件の審議が行われ、意見の具申又は勧告事項はありませんでした。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問 い 合 わ せ 先

（第二部会）仙台市青葉区本町３丁目３番１号　　TEL (022)716-0013(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
契 約 管 理 官　大野千昭（内線６２２１）
経理調達課課長補佐　米谷優（内線６５５４）

東北地方整備局　入札監視委員会（第二部会）審議概要

開催日及び場所	平成３０年　７月２７日（金）　東北地方整備局 会議室
委員	部　会　長　是川 晴彦 【(国) 山形大学 人文社会科学部 教授 】 部会長代理　我 妻　崇 【 弁護士 】 委　　員　小出 英夫 【(学) 東北工業大学 工学部 教授 】
審議対象期間	平成３０年　１月　１日　～　平成３０年　３月３１日 （上記期間に契約締結した案件を審議）
審議案件	総件数　６件　（別紙―１ 審議案件一覧のとおり）

工事	一般競争入札（政府調達に関する協定適用対象）	０件	（備考） ・審議に先立ち、 (1)工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の発注状況 (2)指名停止等の運用状況 (3)談合情報等の対応状況 (4)再度入札における一位不動状況 (5)低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 について報告が行われました。
	一般競争入札（政府調達に関する協定適用対象以外）	４件	
	工事希望型競争入札	０件	
	指名競争入札	０件	
	随意契約	０件	
建設コンサルタント業務等		１件	
役務の提供等及び物品の製造等		１件	

委員からの意見･質問、それに対する説明･回答	別紙―２のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	本日の審議案件について、意見の具申又は勧告事項はありません。

別紙―1

審　議　案　件　一　覧

【工事】

入札方式	工　事　名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	担当事務所
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	八戸港外港地区防波堤(第二中央)外本体工事	港湾土木工事	2者	2者	H30.1.19	五洋建設(株)	381,456	97.16	八戸港湾・空港整備
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	秋田港外港地区防波堤(第二南)築造工事	港湾土木工事	7者	7者	H30.3.7	りんかい日産建設(株)	643,680	90.08	秋田港湾
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	酒田港北港地区防波堤(北)(改良)築造工事	港湾土木工事	3者	3者	H30.3.16	林建設工業(株)	97,200	97.31	酒田港湾
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	ＧＰＳ波浪計設置外工事	港湾土木工事	4者	4者	H30.3.7	東洋建設(株)	356,400	98.69	仙台港湾空港技術調査

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業　務　名	業務区分	手続きへの参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	担当事務所
簡易公募型競争入札方式	釜石港水路測量	測量・調査	4者	4者	H30.2.26	(株)パスコ	5,303	80.96	釜石港湾

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業　務　名	業務分類	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	担当事務所
一般競争入札方式	仙台塩釜港灯浮標外購入	物品の販売	1者	1者	H30.3.2	(株)三亥	3,453	99.99	塩釜港湾・空港整備

別紙―２

１．報告	
意見・質問	回　　答
意見・質問なし	

２．審議	
意見・質問	回　　答
１　八戸港外港地区防波堤(第二中央)外本体工事	
・落札しなかった者の入札額が、予定価格を大幅に超えている。何か理由があるのか？	・落札決定後にヒアリングをしたところ、官積算基準により積算はしていたが、型枠を使う箇所の下請けの見積もりが大幅に割高だったため、それが入札金額に反映されたとのことです。
・ケーソン製作に関して、震災の前後で何か影響はあったのか？	・震災後は粘り強い構造に設計を変更していますが、製作に関しては変更はありません。
・一度不調になっての再公告とのことだが、内容の見直しをしたのか？	・不調になった前回の参加者にヒアリングをしたところ、不調の要因が型枠の単価であったため、今回は市場単価から見積活用方式に見直しを行いました。
・ケーソン製作については、いつも参加者は少ないのか？	・ケーソン製作に加えて、今回はむつ小川原港という遠隔地で厳しい場所であるので、労務者の確保・資材の調達が厳しかったものと思われます。
２　秋田港外港地区防波堤(第二南)築造工事	
・全者が９０％に近い金額で入札している。この結果についてどう考えているのか？	・積算資料、見積もり参考資料や単価も全て公表しています。過去の積算内訳も公表しています。この結果は、受注意欲の表れかと思われます。
・評価点もあまり差がついていないが？	・個々の技術提案や企業及び技術者の評価点については、各々差がついていますが、トータルとしてあまり差が出なかったということです。
・今回は、評価点が一番高い者が落札している。評価点は各者わかるのか？	・企業や技術者の評価点は自己採点できますが、技術提案の評価点については公表していないので、わかりません。
・金額が近い入札だが、チェックはしているのか？	・工事費内訳書でチェックをしています。その結果、問題はありませんでした。

３　酒田港北港地区防波堤(北)(改良)築造工事	
・参加資格をＡ等級ではなく、Ｂ又はＣ等級としたのはなぜか？	・工事の内容、予算規模、難易度等から判断して、Ｂ又はＣ等級としました。
・全者予定価格に近い金額だが、その理由はわかるのか？	・今までの酒田港のＢ又はＣ等級は、ブロック製作が主でした。今回の工事は、ブロックの据付という難易度の高い工事であること、それに海上工事で起重機船を使用することから、波浪に伴う拘束費のリスクを勘案して、金額が高くなったものと思われます。
・金額が近いのは、積算が簡単だからか？	・各者の工事費内訳書を確認したところ、直接工事費、共通仮設費、現場管理費はほとんど官積算と同じでした。差がついたのは一般管理費で、企業の努力で差がついたものと思われます。
４　ＧＰＳ波浪計設置外工事	
・落札者以外の者が全て予定価格を超えているがなぜか？	・積算の考え方や工事費内訳書を確認したところ、予定価格を超えた３者のうち２者は、協力会社からの撤去及び設置費の見積もりを反映した結果、予定価格を超えてしまったとのこと。残り１者は、本体製作費を専門業者からの見積もりを参考に積算した結果、予定価格を超えてしまったとのことでした。
・その２者は、現地作業が困難だから高かったのか？	・設置時期が１１月であり、荒天リスクが見積書に反映されたものと考えています。官積算でも荒天リスクは反映されていますが、結果として官積算より高い見積もりを出してきたものと思われます。
・落札した者は、そういうリスクを考えても、この金額でできると判断したのか？	・そのとおりだと思われます。
・本波浪計を当初設置した者と、本工事の落札者は同じ者か？	・そのとおりです。現場条件は一番よく知っていたものと思われます。他者は現場条件がよくわからないことから、割高な応札にならざるを得なかったのではないでしょうか。
・一回受注した者が有利になるのか？	・外洋の現場条件の認知度が高くなり、有利になると考えられます。
５　釜石港水路測量	
・１者だけ高い金額で応札しているがなぜか？	・予定価格内の３者は、本社が東京で、岩手県内に営業所もあり、三陸沿岸での実績もあります。高い金額で応札した者は、本社は静岡県で、岩手県に営業所はなく、三陸沿岸での実績もないことから、業務履行リスクを考えて、この金額になったものと思われます。
・１者は、品質確保基準価格を下回っているが、ヒアリングはしないのか？	・品質確保基準価格を下回ったので、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求めたところ、資料の提出を辞退したことから無効になったものです。
・なぜ辞退したのか？	・技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するための資料であることから、提出しても落札はできないものと判断して、辞退したものと思われます。

６　仙台塩釜港灯浮標外購入	
・「ＧＰＳ波浪計設置外工事」は製作と設置が同じ契約だったが、この案件は購入と設置が別となっている。その違いはなぜか？	・灯浮標購入は、カタログにある製品に同期点滅装置をつけるだけなので、既製品のようなものです。ＧＰＳ波浪計は、製作と設置を分けた場合、設置するときにトラブルが発生したときに、どちらに責任があるのか曖昧になるため、製作・設置を同一契約としています。
・この灯浮標は購入だけで良いのか?	・設置は海に投入するだけの簡単なものです。
・落札率が高いのはなぜか？	・予定価格の算定は、複数社から参考見積もりを取り、その中で一番低い金額を予定価格としています。今回落札した者の参考見積もりが一番低かったことから、その金額を予定価格としました。実際の入札もそれに近い金額で入れてきたものです。
・予定価格を作成するために見積もりを依頼したとのことだが、その業者同士で情報交換はしていないのか？その場合、法的には問題ないのか？	・どこに依頼しているかは教えていませんので、そういう事実はないと考えています。
・１者しか参加しなかったのはなぜか？	・説明書をダウンロードした者がもう１者ありました。その者にヒアリングをしたところ、近畿地方での納入実績はあるが、東北ではないことから、リスクを考えて参加しなかったとのことでした。また、過去に参加したことのある者にもヒアリングしたところ、同期点滅装置の在庫がなかったことから、参加を見送ったとのことでした。